

令和 6 年 2 月定例会

総務委員会説明資料 (その 4)

経 営 戦 略 部
監 察 局
出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1	その他の議案	-----	3
(1)	条例案	-----	3

I 提出予定案件

1 その他の議案

(1) 条例案

① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

他の都道府県との均衡を考慮し、災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の職員が行う災害応急対策に係る業務等を、危険現場作業手当の支給対象となる業務に追加する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の職員が行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した場合は、危険現場作業手当を支給することとする。

(イ) その他所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年1月1日から適用することとする。

② 徳島県税条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限が延長されること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

- （ア） 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとする。
- （イ） ロータリーエンジンを搭載する自家用の自動車に対して課する自動車税の種別割に係る税率の適正化を図ることとする。
- （ウ） その他所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。